

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- 第2に例示したような効率的かつ安定的な経営や本県農業をけん引する企業的経営体等の育成、第3に例示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成及び第5で示したこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取組が必要となります。

そのため県では、農地の集約化に重点をおいた農業生産基盤の整備を進め、生産性の高い優良農地を確保していきます。そして（一社）千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会、（公社）千葉県園芸協会などの関係機関・団体との連携のもと、地域計画推進事業、農地中間管理事業等の農業経営基盤強化促進事業を柱に、農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に講じます。

また、農業経営基盤の強化の促進のための措置を効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつけていくため、認定農業者制度（認定農業者の計画の達成に向けた支援を行う制度。）の一層の普及と、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度（認定新規就農者の計画の達成に向けた支援を行う制度。）の一層の普及を図ります。

(1) 地域計画推進事業の推進

農業者の減少や荒廃農地の拡大等により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を有効利用し、効率的な農業を実施するためには、農地の集約化に向けた取組を加速化する必要があります。

そのため、市町村が地域計画を作成できるよう、県は、農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮し、新規就農者等の情報提供や、普及指導員等を協議の場に積極的に参加させるなど、全面的な支援を行います。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な経営への優良農地の集積・集約化を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取組が必要です。

そのため県では、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について、市町村の認定する農用地利用規程に基づき作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を行う農用地利用改善団体の設立の推進と、その活動内容の充実を図ります。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもと、地区内農用地の受け手となる特定農業法人の設立を推進します。

(3) コストの低減や収益性の向上に資する生産基盤の整備

地域の特性や将来の営農方針を踏まえて策定した地域計画の実現に向けて、農地の大区画化や水田の汎用化、用・排水路等の整備を行い、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

これらの取組を通じて低コスト・高収益な農業経営を確立することで、効率的かつ安定的な経営体や本県農業をけん引する企業的経営体の育成を図ります。

(4) その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業等、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえ、その地域に適した事業を主体とした重点的・効果的な実施を図ります。

(5) 担い手の確保・育成に向けた総合的な取組

本県では、認定農業者制度の普及促進や水田農業の経営安定、担い手の確保・育成及び荒廃農地の解消を図るため、(一社)千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会等とともに行政と農業団体が一体となった「千葉県農業再生協議会」を設立しています。また、市町村段階では、市町村、農業委員会、農業協同組合等を構成員とする地域農業再生協議会が設立されています。

今後とも、これら協議会と市町村農業経営改善支援センターとの連携のもと、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者に対する助言等に加え、その農業経営改善計画の達成のため必要となる生産方式や経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善に向けた研修の実施など、適切な支援を行っていきます。

また、多様な担い手が地域で活躍できるよう、経営の多角化や法人化等を支援するとともに、集落営農組織の育成や企業等の参入を支援します。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを利用したコミュニケーションサービスのこと）などを活用し、若者に向けて積極的に情報発信します。

また、県内の高校生等を対象に、農業の魅力と可能性をPRし就農への動機付けを行うことにより、農業後継者等の就農を促進します。

さらに、東京都内や県内における定期的な就農相談会等の機会を通じ、本県への就農を啓発します。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

県内14か所に就農相談窓口を設置し、就農希望者からの相談に対応するとともに、就農相談会等を開催し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報、国や県などの就農支援策等の情報提供を行います。

また、農業法人等への雇用就農について、(公社)千葉県園芸協会において、県内の農業法人等と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行います。

(ウ) 就農のための支援

県立農業大学校において学生や新規就農希望者に対して実践的な教育や研修を行うとともに、指導農業士等、優れた農業経営者の下での栽培技術や経営ノウハウの習得、市町村や関係機関・団体等と連携した実践的な研修の実施、地域の農業者や農業委員会、農地中間管理機構等と連携した農地の確保支援、国の新規就農者育成総合対策の活用推進など、就農に向けた支援体制を整備し、経営感覚に優れた新規就農者の確保・育成を図ります。

(エ) 県内の関係機関の役割分担

(一社)千葉県農業会議、(公社)千葉県園芸協会、千葉県農業者総合支援センター、農業協同組合及び県連合会、市町村、農業委員会、県指導農業士会等、関係団体・機関の連携体制を整備します。

イ 定着に向けた取組

市町村が策定する「地域計画」に新規就農者が農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金の活用、農業事務所による農業経営体育成セミナーや個別指導、当該青年等を集めての交流機会の提供や優良経営者による講座等により、安定的な経営体への成長を促進します。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、農業事務所、JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行います。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導します。